緒論　五
第二章　鄭部

第一　次
第

昭和二十三年十一月十日稿

中村

荒木光太郎文書 723

荒木光太郎文書 723

目　次　（連軍側資料を俟つて更に補修する）

第二章　日本に平和到來
一、終戰の詔書
未曾有の天皇放送―承詔必謹―內閣更迭
二、日本軍隊の停戰、武裝解除
規律嚴正―適切な指導―軍人に對し特に勅語―各地區の停戰と武裝解除
三、連合軍の進駐
日本代表の「マニラ」派遣―日本側の準備―「マッカサー」司令官到著
四、降伏調印
五、日本軍隊の復員
六、平和日本建設
軍事諸機關の解消―軍事的殘滓の清掃―新憲法―平和の國旗翻る

第二章　日本に平和到來

一、終戰の詔書

未曾有の天皇放送

一九四五年八月十五日、日本本土は雲影少く暑い正午に近づきつつあつた、前日の午後から、又今朝も中央放送局の電波は繰り返して此の正午には重大な放送があること、國民は洩れなくその放送を聽く樣にと傳へて居た、それが何を意味するかを知る！（之は極めて少數であつた）―と知らざるとの別なく正午には國民は大低「ラデオ」の前に在つた、親しみの國歌に續いて流れ出た放送は誠に日本では未だ前例なき天皇親らの御放送であり且それは「ポツダム」宣言を受諾し戰を終らんとする天皇の國民に對する宣言であつた。詔書は昨十四日を以て發布のもので其の內容全文は次の通である。

荒木光太郎文書 723

「朕深く世界の大勢と帝國の現狀とに鑑み非常の措置を以て時局を
收拾せむと欲し茲に忠良なる爾臣民に告く
朕は帝國政府をして米英支蘇四國に對し其の共同宣言を受諾する
旨通告せしめたり　抑〻帝國臣民の康寧を圖り萬邦共榮の樂を偕
にするは皇祖皇宗の遺範にして朕の拳々措かざる所曩に米英二國
に宣戰せる所以も亦實に帝國の自存と東亞の安定とを庶幾するに
出て他國の主權を排し領土を侵すが如きは固より朕が志にあらず
然るに交戰已に四歲を閱し朕が陸海將兵の勇戰朕が百僚有司の勵
精朕が一億衆庶の奉公各〻最善を盡せるに拘らず戰局必ずしも好
轉せず世界の大勢亦我に利あらず　加之敵は新に殘虐なる爆彈を
使用して頻に無辜を殺傷し慘害の及ぶ所眞に測るべからざるに至
る而も尙交戰を繼續せむか終に我が民族の滅亡を招來するのみな
らず延て人類の文明をも破却すべし　斯の如くせば朕何を以てか
億兆の赤子を保し皇祖皇宗の神靈に謝せむや是れ朕が帝國政府を

して共同宣言に應ぜしむるに至れる所以なり。
朕は帝國と共に終始東亞の解放に協力せる諸盟邦に對し遺憾の意
を表せざるを得ず　帝國臣民にして戰陣に死し職域に殉じ非命に
斃れたる者及其の遺族に想を致せば五內爲に裂く　旦戰傷を負ひ
災禍を蒙り家業を失ひたる者の厚生に至りては朕の軫念する所な
り惟ふに今後帝國の受くべき言難は固より尋常にあらず爾臣民の
衷情も朕善く之を知る然れども朕は時運の趨く所堪へ難きを堪へ
忍び難きを忍び以て萬世の爲に太平を開かむと欲す
朕は茲に國體を護持し得て忠良なる爾臣民の赤誠に信倚し常に爾
臣民と共に在り　若し夫れ情の激する所濫に事端を滋くし或は同
胞排擠互に時局を亂り爲に大道を誤り信義を世界に失ふが如きは
朕最も之を戒む　宜しく挙國一家子孫相傳へ確く神州の不滅を信
じ任重くして道遠きを念ひ總力を將來の建設に傾け道義を篤くし
志操を鞏くし蒼て國體の精華を發揚し世界の進運に後れざらむこ

とを期すべし爾臣民其れ克く朕が意を體せよ」

國民大衆にとつては全く想ひがけぬ所であつた、廣島に、長崎に、相次ぐ「新型爆彈」突如たる「蘇聯參戰」、息づまる樣な空襲の連續等目まぐるしい戰局の發展に國民はたゞ最惡の情況が急速度で接近してをることを知つていた。

前日から豫報せられた「重大なる放送」は從來きゝ慣れた激勵ではなくて意外にも降伏による根本的時局收拾であつた、言葉として禁斷せられておることは言ふまでもなく、國民の誰もが考へて見ることさへ忘れたその降伏が何の前ぶれもなく天皇によつて決定的に申し渡されたのであつた。

此の放送を境界として日本は大轉回した、否、太平洋が、世界全体が大轉回した。

「承詔必謹」

未曾有の天皇放送に國民は恐らく一人殘らず泣いた、或る者は前例のない降伏と云ふ悲運に。もつと多くは戰ふ國民として尙盡すべき義務の盡し得なかつた申譯なさに。そして問違ひなく全部に共通した感情としてはこの決斷を敢てせられた陛下の苦衷の程を察して泣いたのである。

支那事變から續く八年余の長い戰爭の月日であつた、すでに肉親をふだらう愛するものを戰場に送つて戰火に失つた者、やがては失るものにとつて之は呪われた戰である、家屋、家財、職業を空襲に失つた者にとつては一日も早く終つてほしい戰であつたらう、相次ぐ不良な戰報は如何に修辭上の粉飾をしたとて敗退の事實をおほひ得ず國民は次第に戰爭の前途に對し希望を失ひつゝあつた、しかし此の日かくも突如として降伏の宣言を予想したものが何人あつたらう、此の日の午前も本土決戰の準備に汗水を流していた彼等であつ

荒木光太郎文書 723

た、戰場は身邊に來てをることを未だ自覺せずそれは尙沖繩にあり
新珠國境に在りと思つていた國民であつた、故に全國民は呆然とし
た、眞僞を疑つたものもあつた、過早な降伏なりとして憤慨したも
のもあつた、これらは皆眞相を知らされていなかつたからである、
この樣に不滿とする反響は今度終戰の樞機に與つた人々が充分覺悟
した所であつた。
然るに國民の全部は最も從順に終戰の新航路に變向した、それは待
ちあぐんでいたものが來たからではない、最大の理由は全國民が天
皇に心服していたこと、そして今度の詔書は眞に天皇の平和を求め
仁慈に充ちた眞心に發したものであることを疑はなかつたことに在
る。今回の詔書は未だ完全に平易化せられた文章ではなかつたが內
容は懇切丁寧を極め如何にも陛下の眞情がにじみ出てをり、それを
未曾有の御放送によつて直接國民の耳に達したことはおそらく予期
以上に成功の結果となつた。

國中をゆり動かした大悲泣の中から國民は整然として陛下の大號
令に從つて動き出した。それは民族の曾て經驗しない降伏の苦難
の道へではあるが唯「常に爾臣民と共に在り」と言明せられる天
皇が我等と同に苦難の道を共々に進まれるといふ感激の有る前途
であつた。
尙一つ、そして夫が何よりも强く今希望を失つた國民に希望を與
へて平靜を維持せしめたものはこの終戰が「國体護持」卽ち「天
皇の國家統治の大權を變更せざる」ことの約束の上に成つたこと
であらう、このことは宮中の最高會議で定めた絕對的且唯一の條
件であつた通り、夫は兵士、職工、商人、農夫、そして老人も子
供も最大の懸念をもつた點である、此の思想こそ「承書必謹」の
標語の下に見事國民の步調を整へしめたのである。

荒木光太郎文書 723

未曾有の政局を處理した鈴木老首相は十五日午后二時半臨時閣議を開催して所信を述べて閣僚全部の同意を得、辭表を天皇に提出した、去る四月七日沖縄作戰の初期に組閣以來最困難な内外情況下に四ヶ月を經たのである。

鈴木氏は右閣議に於ける聲明に今回終戰處理の責任を痛感する旨を述べ「今や帝國新建設の秋に當り少壯有爲の士に俟つところ極めて多く臣老骨にしてその任に堪へず」と述べた。

退任する鈴木首相は十五日夜J.O.A.Kから國民に訴へてこの大變轉に處する國民の態度に誤なからんことを熱望した。それは天皇の詔書に相應ずる部分が主であるが、彼が元首として述べられるに對し之は民としての眞情を代表とするものであり良く當時の國民感情を寫しありと思はれる、首相は始めに今回のことたる「帝國存立の根基たる天皇陛下の統治大權に變化なきことを條件とし」其の誤なきを確信して四强國共同宣言を受諾したものであることを明かにしたる後

「帝國皇軍將兵は悉く飽までも旺盛なる戰意と必勝の信念に燃え最後迄戰ふことを決意して居られるであらう、國民亦聖の御楯として陛下の御旗の下に名譽ある死を選ばんと決意して居られるであらう然し陛下は万民を救ひ且世界人類の幸福と平和に貢獻すべき御聖斷を下し給ふたのである」、と述べて陛下が大局に立ち仁慈の御心を以て聖斷を下されたことを告げ、而も事實國民が感情上まことに堪えがたきものある點には深く同情しつゝ特に軍人に對しては、

「將兵諸君の胸中はこの私も老兵の一人としてよく存ずるところである、然しながら臣子の本分は生きるにつけ死ぬにつけ如何なる場合にも天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることである、この絶對の忠誠心のみが克く國体を護持し奉ることを得るのであり、たとひ私共が統を奪はれ劍を棄てるとも死して尚失はるゝことのないのはこの無限の忠誠心である、私は聖天子在しまし、寶祚の永へに繼がせ給ふ恨

荒木光太郎文書 723

り必ず國運と開拓するの途は存すると信ずるのである」、又

「翻つて戰爭の終結は國民の負擔と艱苦とを容易に輕減することは考へられぬ、反つて戰後の賠償と復興のために一層の忍苦と努力とを要するのである、帝國はその領土の多くを失ふに至つた、名譽の皇軍もその姿を消すに至つた、皇軍將兵及國民はこの事態の不名譽に悲歎の限りを盡されるであらう、また未だ經驗されたことのない環境の激變に自らの歸趨を定めることが出來ないであらう、然し大死一番、一夜の號泣から醒めたその瞬間から過去一切の思しゆうを超えまた一切の利己的な考を斷ち切つて本土の上に民族永遠の生命を保持發展せしめて行くのである」と述べて悲境に如何に心を持ち直して行くかを訴へ、又將來國際的生存の方向について述べて最後に次の如く國民への期待を以て結んだ。

「要は皇室をいただいた日本國民の良心と正しい力とが一日も速かに世界に於ける帝國の地位をその正當なるところに復することである、

それには御詔書の聖諭の通擧國一家となつて子孫相傳へ不屈不撓最大限の努力をしなければならないのである、私は必ずや全國民がこの私の期待に副はれるものと信ずる」

切々たる放送を國民に送つて七十八歳の老軍人首相は去つた、戰爭中にもまさるこの非常の時局を擔當する次ぎの政府首班は誰であらうかと國民は或る種の心配を以て報道に注意を拂つていた、八月十六日午前　天皇は陸軍大將東久邇宮稔彦王を召して組閣を下命せられた、殿下は自ら陸軍大臣を兼ね近衛公及米内海軍大將の元總理二名を含む新閣僚を迅速に決定し八月十七日親任式は擧行せられた、皇族が内閣に列することが明治憲法制度以來前例なきことであり、又閣僚の顔振れがらも國民は強い希望を以て新内閣を迎へた。

東久邇新首相は就任の當日放送を通じて施政方針を聲明したが其の冒頭に組閣の大命と共に天皇の下した次の御言葉を明示して之に副ふことを以て施政の基調とすると言明した。

荒木光太郎文書 723

「特に憲法を尊重し詔書を基とし軍の統制秩序の維持に努め時局の收拾に努力せよ」

二、日本軍隊の停戦、武装解除

規律嚴正

全軍特攻の決戦態勢から一擧に終戦への轉換は容易なことではあり得ないとは何人も予想した處であつた、國民一般の靜粛な轉向は既に述べた如くであるが、それでも例外的な不穩言動が散發した。

（註）そうした出來事は熱血青年ばかりの軍隊にも極めて稀ではあるが遺憾ながら發生した。

八月十四日夜近衛師團の一部が終戦反對を堅持する少數青年陸軍將校に指導せられて宮城内を驗はがし詔書御放送用の音盤を奪はうとしたが勿論之は何ら有效な阻止とならず、夜明け前に事態は鎮靜した、師團長森中將は彼等の凶弾に死し、東部軍管區司令官田中大

將は事件落着後自決して驗授の責に答へた。此の頃又一事件は宮城の外で發生していた、陸軍大尉佐々木武に指揮せられた横濱工業專門學校生徒を中心とする約　名の一隊は總理大臣官邸及平沼男爵邸を襲つたこと、又他の一隊が鈴木首相の私邸を燒打ちしたこと、帝都に於てはこの程度の事件が互に關連なしに起り一として追隨者を見ずにそのまゝ鎮まつた。

地方においても全般は予想に反して極めて靜粛であつた、たゞ次の如きは例外として發生したものゝ内容である。

その内、海軍に在つた唯一の事件はやがて連合國最高司令官が著陸すべき厚木飛行場を舞臺として起つた爲でもあり海軍をして非常に困惑せしめた第三〇二航空隊事件である。

本來第三〇二航空隊は東京地區を防衛する海軍の最有力な戦闘機隊が主体で司令小園大佐を中心に最旺盛な戦闘意識を維持し、勇敢な戦闘記録を持つていた。最後の一人まで戦ひぬくことが彼等全員を

荒木光太郎文書 723

貫く決意であつた、そこへ今回突然の終戦の報が來た、小園司令は之を君側の重臣が聖明をおはつて出させた偽りの詔書でありと判断しやがて此の障碍が除かれて第二の宣戦詔書が發布せられると信じた。そして彼等が右の主張を卒先宣明すれば陸海兩軍は志を同じくして一斉にけつ起すると信じた、この思想の下に隊員は結束して他隊へ連絡し或は飛行機を飛ばして廣く檄文を散布した。彼等は破壊的な直接行動は何らとらなかつたが上級指揮官からの一切の訓諭を拒み續けた。しかし外部の冷静な現實の狀況がわかり、小園司令が中途から精神異常に陷つたことが判明し、又皇弟高松宮大佐の電話告諭等が次第に鎮静の効を奏した。八月二十一日愈武装解除實施に際し尚未練ある若年士官及下士官八三名は時機を待たうと考へて飛行機に分乘して隣縣（埼玉）の陸軍飛行場（二）に移つたが、次第に眞相が了解されて八月二十六日迄に全員服從して事件は落着した。

右の如き事件がたとえ少數且輕微ながらも發生したことは聖旨にも戻り畏遺憾であつたが、之等の人達が戰爭の眞相から遮斷せられて只管敵國を敵へこまれていた事實のみを考へてもまことに無理からぬことが判らう、否むしろ奇蹟的とも考へられる平穏さであつたことを認めるであらう。天皇を頭首と仰ぐ日本軍隊の規律はかゝる非常の際に最もよく眞價を示した。

適切な指導

非常の轉機に善處し得た理由に天皇の特別なる御配慮と陸海軍の適時適切な指導が特筆せられねばならぬ。

例を海軍に取れば米内海軍大臣は八月十四日午後海軍省各局部長を召集して聖斷のあつた事情を説明し各所管に應じて善後處置の準備を命じ、又翌十五日には内地にある全高級司令部の參謀長を、更に十九日には朝鮮を含む本土内の全艦隊、鎮守府及警備府の司令長官自身を海軍省に召致して明瞭正確に終戦聖斷の經緯を傳へ且緊要な

荒木光太郎文書 723

る處理について指令する所があつた。

八月十五日、海軍全般に下した海軍大臣の訓示は次の如くであつた。

「後で入れる」

連合國側から停戦の正式通告到著を待たず八月十五日大本營は早くも左の大命を傳へた。

大海令四七號

「海軍總司令長官に命令

何分の命あるまで對米英蘇支積極進攻作戦を之を見合はすべし」

八月十六日午前日本軍隊の軍事行動停止を命ずる合衆國政府通告文と最高司令官發電を受領した。之に應じて同日及翌十七日左の大本營命令が發せられた。

大海令四八號

「海軍總司令長官、南東方面艦隊司令長官、南西方面艦隊司令長官宛（註、全海軍作戦兵力に宛てるの意である）

一、南東方面艦隊司令長官、南西方面艦隊司令長官及海軍總司令長官は指揮下海陸軍全部をして即時戦闘行動を停止せしむべし

荒木光太郎文書 723

但し停戦交渉成立に至る間敵の來攻に當りては止むを得ざる自衛の爲の戦闘行動は之を妨げず。

二、前項各司令長官は戦闘行動を停止せば其の日時を直に報告すべし（下略）」

大海令四九號

（受令者は前號に同じ）

「一、南東方面艦隊司令長官、南西方面艦隊司令長官及海軍總司令長官は別に定むる時機（註、後日の大海令を以て海軍總司令長官指揮下部隊に在りては八月二十二日〇〇〇〇時、南東方面、南西方面及支那方面各艦隊司令長官に對しては八月二十二日以後速にする樣指令した）以後指揮下海陸軍全部隊をして一切の戦闘行爲を停止せしむべし。

二、前項各司令長官は指揮下各部隊（艦艇）をして給養に便なる適宜の地域（固有環留港内地所在のものは成るべく所屬軍港）に集結し爾後の處理に備し準備せしむることを得（下略）」

右命令に基く實施の詳細は總長より次々に指示する處があつて之等通信の許す限りは迅速に先端まで行き渡つた。

軍人に對し特に勅語

國民一般に對し自ら放送によつて終戦の詔書を宣布せられた天皇は陸海軍人の理解に誤なからしめ又彼等の出處進退を嚴明ならしめらるゝの意を以て八月十七日付に勅語を下された。勅語は陸軍大臣及海軍大臣により直に全軍に傳達方とり計はれたがその内容は次の如くである。

「朕さきに米英に戦を宣してより三年有八ケ月を閲す此の間朕が親愛なる陸海軍人はしよれい不毛の野に或は炎熱狂濤の海に身命を抛して勇戦奮闘せり朕深く之を嘉す。

今や新に蘇聯の參戦を見るに至り内外諸般の狀勢上今後に於ける

荒木光太郎文書 723

戰爭の繼續は徒に禍害を累加し遂に帝國存立の根基を失ふの虞なきにしもあらざるを察し帝國陸海軍の鬪魂尚烈々たるものあるに拘らず光榮ある我が國體護持の爲朕は爰に米英蘇並に重慶と和を講ぜんとす。

若し夫れ鋒鏑に斃れ疫病に死したる幾多忠勇なる將兵に對しては哀心より之を悼むと共に汝等軍人の誠忠遺烈は万古國民の精髓たるを信ず

汝等軍人克く朕が意を体し堅固なる團結を堅持し出處進止を嚴明にし千辛万苦に克ち忍び難きを忍びて國家永年の礎を遺さむことを期せよ」

天皇は在外軍隊に對して格別の考慮を拂ひ以上記した詔勅の處置に加ふるに名代の宮殿下を特派して聖旨徹底の遺憾なきを期せられた、即ち陸軍少將閑院宮春仁王を南方（シンガポール）に、大將朝香宮鳩彦王を中國（南京）へ、そして中佐竹田宮恒德王を滿洲（新京）へ派遣せられたが各宮は　月　日から　日までの間に於て夫々現地陸軍及海軍最高指揮官に對し嚴肅に聖旨を傳達した。

終戰決定の前後東京で一般にその進止最も心配されたのは内地に展開してをる特攻部隊、特に航空部隊と外地に於ては大陸にある軍、殊に中支那派遣軍であつた。同軍は過去八年余敗北なき戰史を有し現に何等重大な戰局を体驗しておらないのであつた。事實八月十一日以後東京政府が終戰交渉を開始したことを傳へる外國情報に接した支那派遣軍司令部の一部に於ては未だその時期にあらずとして繼戰の意見を強く中央に進言したのであつた。故に詔書御放送後とても必しも全く釋然とするに至らなかつたのは眞實の事情が傳へられない上に華北方面にては蒙古軍及中共軍の無軌道な侵入が我軍の停戰を不可能にしていた當時の實情では又止むを得ぬ處であつた。しかし今や御差遣の宮を通じて明かに聖意を体するに及んで承書必謹は全軍に浸透した。

荒木光太郎文書 723

各地區の停戰と武裝解除

天皇の懇切なる御配慮と大本營及陸海軍兩省の適切な處置により各方面の停戰及武裝解除は指示通り遲滯なく進められた、海軍諸部隊に在つては本土所在の各鎮守府及警備府部隊全部及支那方面艦隊は八月十七日午前中に停戰に入つたことが逐次確認報告せられた。治安混亂の爲已む得ず最も遲れた臺灣、蘭印及馬來地區が八月二十五日迄に停戰を完了した。

陸軍に在つては

俘虜となり、又は降服することを最大恥辱と信じている日本軍將兵に對しては武裝解除について特別の考慮を必要とした、之は全海軍部隊に對する八月十九日　大海令五〇號中に左の如く指令せられた。

『今次の詔書渙發以後敵軍の勢力下に入りたる帝國海軍軍人軍屬は之を俘虜となりたるものと認めず、又上命に基き敵の指令に從ふ武器引渡其の他一切の行爲は之を降服したるものと認めず、速に部下末端に至る迄輕舉を戒め皇國將來の興隆を念じ隠忍自重すべき旨を徹底せしむべし』

內外各地の情況は區々であつて武裝解除は一斉に進めることは不可能であり又その必要もなかつた、よつて各地區の最高指揮官には陸海軍間に密に連絡をとりつゝ夫々當面の狀況に適應して處理する樣余裕ある訓令が與へられた、後述する樣に連合軍の遠い進駐と關連して或は治安の必要上から急遽に（部隊を解散し又は移轉し人員と兵器とを遠隔に分離せしめ）した所もあつた、厚木横須賀地區は前者の例で、九州地區の航空部隊及海上特攻部隊は後者の例である。

この間の事情を示す爲に命令を例示する。

八月十九日大海指示五三〇號（一部）

荒木光太郎文書 723

「海軍總司令長官は敵進駐に際し在力彼我兩軍間に紛爭生起の原因をなからしめ且我軍の指揮掌握を困難ならしむる等爾後の諸狀の處理を容易ならしむる如く概ね左の諸項に準據し之が準備を進むるものとす。

一、既令の任務、配備地等に拘泥することなく必要に應じ所要部隊を所要地點に移動駐屯せしむることを得

二、各部隊小員數の分散を避け為し得る限り速に之を適宜の地域に集結し指揮掌握に便ならしむ

三、前諸項各部隊と共に移動困難なる兵器、軍需品は之を破壞散逸することなく所要の監視員を置し之が保管に任ぜしむ

四、艦艇は其の固有繫留港に、水上水中特攻兵器は其の固有基地又は最寄の基地に又航空機は概ね現在位置に繫留又は格納し適宜所要の監視員を附し之が保管に任ぜしむ」

八月二十六日大本營は連合國軍の指令に依る各地區毎の局地停戦交渉並に武器及裝備の引渡に關する基準を各指揮官に示す　所が

一

あり（註、大海指五四〇號）

特殊な事情のあつた處を除く各地共順調に武裝解除が行はれた。